

茂原市立図書館電子図書サービス要綱

令和3年3月15日

(趣旨)

第1条 この要綱は、茂原市電子図書館が収集した電子資料を提供するサービス（以下「電子図書館」という。）に関して必要な事項を定める。

(電子図書館の提供方法)

第2条 電子図書館は、茂原市立図書館が契約する事業者（以下「契約事業者」という。）が構築する電子資料配信サービスをスマートフォン、タブレット、パソコン等のコンピュータにより電子資料として提供する。

2 茂原市立図書館は電子図書館の利用者にID及びパスワードを交付するとともに、契約事業者へ提供する。

(電子資料の範囲)

第3条 電子図書館が提供する電子資料の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第1項に定める電子資料のうち、茂原市立図書館が選定した電子資料の貸出
- (2) 茂原市立図書館が所蔵し、茂原市が著作権を有する資料及び著作権者等の許諾を受けて資料をデジタル化した電子資料の閲覧
- (3) 茂原市立図書館が企画・実施した各種イベントの関連資料を著作権者等の許諾を受けて資料をデジタル化した電子資料の閲覧

(利用者)

第4条 電子図書館の利用者は、茂原市立図書館が発行する図書館カード（以下「図書館カード」という。）の交付を受けた、茂原市在住・在勤・在学の個人とする。

2 図書館カードが失効している者又は未交付の者は、茂原市立図書館規則第15条に基づき、図書館カードの交付を受けなければならない。

(ID及びパスワードの取扱い)

第5条 電子図書館利用のためのID及びパスワードの取り扱いについては、各号のとおりとする。

- (1) ID及びパスワードは、図書館カード1枚につき1つとする。
- (2) 利用者は、ID及びパスワードを他人に譲渡又は貸与してはならない。
- (3) 利用者は、ID及びパスワードを紛失又は不明とした場合は速やかに茂原市立図書館に連絡しなければならない。
- (4) 利用者の故意又は過失によりID及びパスワードが利用者以外に使用され、損害が生じた場合、利用者がその責めを負う。

(電子資料の利用方法)

第6条 電子資料の利用はインターネットにより行うものとする。

(電子資料の貸出及び閲覧)

第7条 電子資料の貸出、貸出期間の延長及び閲覧に係る点数及び期間は、当面の間、以下のとおりとする。

内容	点数	期間
第3条第1号で定める貸出	3点以内(著作権法上の許諾を要しない電子資料を除く)	2週間以内
貸出期間の延長	延長は1回に限り、予約がない場合に限る	1週間以内
第3条第2号および第3号で定める閲覧	無制限	無制限

(電子資料の返却)

第8条 個人貸出された電子資料はその貸出期間が満了した場合、自動で返却されるものとする。

(電子資料の予約、リクエスト)

第9条 電子資料の予約は2点とし、取置期間は貸出が可能になった日の翌日から7日間とする。

- 2 電子資料のリクエストは、行わない。
- 3 電子資料の予約確保の連絡は、行わない。

(予約の取り消し)

第10条 前条1項の規定による期間を超過しても予約資料の利用がない場合、当該予約を取り消したものとみなす。

(通信料金の負担)

第11条 電子図書館へ接続する際に発生する通信料については、全て利用者負担とする。

(著作権法に関する禁止行為等)

第12条 何人も電子図書館で提供される電子資料を複製してはならない。

(業務の停止)

第13条 電子資料の利用に係わる保守点検等、図書館長が必要と認めた場合には、電子図書館業務の全部または一部を休止することができる。

(利用の停止)

第 14 条 電子資料の利用に係わる不正等、図書館長が必要と認めた場合には、利用者の電子図書館の利用を停止することができる。

(賠償責任)

第 15 条 電子図書館に掲載された電子資料の貸出及び閲覧などの行為により生じた損害については、当該行為を行った者が賠償する責任を負うものとし、茂原市立図書館は一切その責任を負わない。

附則

この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。